

異動届出書の記載例

(年税額120,000円の方が9月30日に退職し、
税額の残額を10月分給与から一括徴収し、
10月分(11月10日納期限)で納入する場合)

◆令和3年度分のみ異動手続きが必要な場合
⇒「1.現年度」に○をしてください。
◆令和4年度分のみ異動手続きが必要な場合
⇒「2.新年度」に○をしてください。
◆令和3年度分・4年度分ともに異動手続きが必要な場合
⇒「3.両年度」に○をしてください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

流山市市長殿 令和 4年 10月 1日 提出		〒270-0157 千葉県 流山市平和台1234-5	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ ナガラヤマ タロウ 氏名 流山 太郎		所在地 千葉県 流山市平和台1234-5 フリガナ ナガラヤマショウテン	特別徴収義務者番号 01234 宛番号 5
受給者番号 ABC98765 1月1日現在の住所 流山市流山 1-2-3 異動後の住所 松戸市松戸 4-5-6		氏名又は名称 株式会社 流山商店 個人番号又は法人番号	所属 人事課 給与係 氏名 流山 花子 電話 04-0000-0000 (内線 000)
退職者の令和4年1月1日(賦課期日)現在の住所を記入してください。	フリガナ ナガラヤマ タロウ 氏名 流山 太郎 生年月日 昭和54年 3月 21日 個人番号 123456789012	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円 (イ) 徴収済額 40,000円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000円	異動年月日 4年 9月 30日 異動の事由 1. 退職(休職)
◆(ア) 特別徴収税額(年税額) ⇒特別徴収税額の決定・変更通知書に記載されている年税額を記載してください。 ◆(イ) 徴収済額 ⇒退職(休職)者の特別徴収税額を何月分から何月分まで、いくら徴収済であるかを記入してください。 ◆(ウ) 未徴収税額 ⇒未徴収税額(ア)-(イ)の金額を記入してください。	特別徴収義務者番号 新規 法人番号 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称	1. 6月から9月まで 2. 10月から5月まで	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
◇異動年月日 ⇒退職(休職)年月日を記入してください。	一括徴収の場合 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10月 25日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 80,000円	左記の一括徴収した税額は、10月分(翌月10日納期限分)を納入します。
異動後の未徴収税額の徴収方法を「3.普通徴収」と選択した場合に、あてはまる番号を記入してください。	3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	納入書送付 通知書送付 理由: 退職(休職)	1. 必要 2. 不要

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載されている指定番号と宛番号を記入してください。

この異動届出書についての問い合わせ先を記入してください。

◆転勤先で特別徴収を継続する場合
⇒「1」を記入してください。
◆退職時に給与等から残りの税額を一括徴収する場合
⇒「2」を記入してください。
◆市民税・県民税の徴収(納入)方法を普通徴収(本人納付)に切り替える場合
⇒「3」を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法を「1.特別徴収継続」と選択した場合に、転勤(転職)元または転勤(転職)先で記入してください。

あてはまる異動事由の番号を記入してください。

新しい勤務先において徴収を開始する月を記入してください。

該当年度に新規で特別徴収をする場合、納入書の要否についてあてはまる番号を記入してください。

該当年度における特別徴収対象者の有無に関わらず、過去に本市の指定番号を取得したことがある場合には、指定番号を記入してください。指定番号の取得歴がない場合には、「新規」を○で囲んでください。

異動後の未徴収税額の徴収方法を「2.一括徴収」と選択した場合に記入してください。
※一括徴収した税額の納入月と、退職(休職)者から税額を徴収する予定月日、予定金額を記入してください。